（改正前地共済法による職域加算額の届出等）

第二十六条　第百五十四条から第百六十二条までの規定は、改正前地共済法による職域加算額に係る届出その他の行為について準用する。

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正前施行規程」という。）第百一条、第百一条の三、第四章第三節（第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の四から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条、第百三十九条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十五条第二項、第百六十条の二から第百六十条の四まで並びに第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを除く。）及び第百六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正前施行規程		令第二十五条の六に規定する年金である給付
第百一条の三第一項	組合は、	組合（指定都市職員共済組合等にあつては、附則第六十一条第一項（平成二十四年一元化法第二百四十五条の規定による改正前の法第百一条第一項の規定により組合とされたものをいう。）の規定によりなお効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法第百一条第一項に規定する組合をいい、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「二十七年政令」という。）第二十四条第一項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により読み替えられた同項の規定により市町村連合会とされた場合にあつては、市町村連合会。以下同じ。）は、	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七に規定する年金である給付
改正前施行規程第百二十条第一項第七号		

改正前施行規程		
第百二十一条の二第一項第四号	障害共済年金、国家公務員共済組合法による障害共済年金、私立学校教職員共済法による障害共済年金、移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）のうち障害共済年金、特例障害農林年金、厚生年金保険法による障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付（障害を給付事由とする年金である給付に限る。）
改正前施行規程第百二十一条の二第一項第六号	障害等級	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）
改正前施行規程第百二十一条の二第一項第七号	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付
改正前施行規程第二百二条第五号	別紙様式第三十号による診断書	診断書
改正前施行規程第百二十三条第一項第五号、第百二十六条第一項、第百二十七条及び第百二十七条の二第一項第五号	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付
改正前施行規程第百二十七条の二第三項第三号	別紙様式第三十号による診断書	診断書
改正前施行規程第百二十八条の二第一項	受給権者が、	受給権者（第百二十一条第一項、第百二十一条の三第一項又は第百二十二条の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。以下この項及び第三項において同じ。）が、
改正前施行規程第百二十八条の二第三項	提出しなければならない。	提出しなければならない。ただし、当該受給権者が雇用保険被保険者番号を記載した届出書を組合に提出したことがあるときは、この限りでない。
	法附則第二十六条の三第一項	平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項、平成二十七年経過措置政令第十七条第四項又は平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十六条第一項